令 和 5 年 12月 20日

第8回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

12月20日(最終日)

- 日程第1 議案第54号 南知多町公告式条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第55号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第56号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第57号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第58号 南知多町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する 条例について
- 日程第6 議案第59号 南知多町空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条 例について
- 日程第7 議案第60号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第61号 令和5年度南知多町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第9 議案第62号 令和5年度南知多町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第63号 令和5年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算(第1 号)
- 日程第11 議案第64号 令和5年度南知多町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第65号 令和5年度南知多町漁業集落排水事業会計補正予算(第1号)
- 日程第13 請願第5号 「介護保険制度の改善を求める意見書」の提出を求める請願
- 日程第14 発議第6号 南知多町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
- 日程第15 発議第7号 南知多町議会委員会に関する条例の一部を改正する条例につい て
- 日程第16 閉会中の継続審査(調査)について

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員 (12名)

1番 森 宏 子 2番 山本優作 3番 鈴 木 浩 4番 片 Ш 陽 市 5番 小 嶋 作 6番 内 田 保 完 7番 垣 菊 蔵 8番 服 部 光 男 石 9番 藤 井 満 久 10番 吉 原 治 11番 榎 戸 陵友 12番 石 黒 充 明

欠席議員 (なし)

4 説明のため出席した者の職・氏名

長 順平 町 長 石 黒 和 彦 副町 髙 田 総 務 部 長 大 岩 治 総務課長 幹 坂 П 増 和 防災危機管理室長 石 黒 俊 光 税務 課長 内 田 純 慈 成長戦略室長 企画財政課長 滝 本 功 Ш 本 岡川 資 建設 建設経済部長 滝 本 恭 史 課長 Ш 本 剛 産業振興課長 奥 広 水道課長 哲 矢 Ш 康 山 下 厚 生 部 長 Ш 英 住民福祉課長 中 之 相 和 田 直 保険年金室長 山 下 忠 仁 環境課長 彦 富 田 和 健康介護課長 本 健康子育て室長 大久保 坂 有 美 保 教 育 長 高 橋 篤 教 育 部 長 鈴木 淳 学校教育課長 芳 社会教育課長 崇 史 鈴木 和 森 学 校 給 食 会計管理者 センター所長 兼会計課長 宮 地 利 佳 山本有里

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田 中 達 也 書 記 松 本 満 砂 書 記 山 下 英 将

[開議 9時30分]

〇議長(鈴木浩二君)

皆さん、おはようございます。

去る12月6日の本会議におきまして、各委員会に付託されました重要案件につきましては、慎重審査をいただき、誠に御苦労さまでした。

ここで、発言をする方に申し上げます。

聞き取りにくい場合がありますので、発言に際し、マスクを外し発言をしてください。 ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日 の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議 案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

日程第 1 議案第54号 南知多町公告式条例の一部を改正する条例について

〇議長(鈴木浩二君)

日程第1、議案第54号 南知多町公告式条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

榎戸総務建設委員長。

〇総務建設委員長 (榎戸陵友君)

ただいま上程されました議案第54号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る14日、全委員の出席の下に委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、サービスセンター前の掲示場は廃止されることとなるが、本庁舎前の掲示場には掲示しないのか。答弁としまして、原則として町公式ホームページに掲示することとなるため、この場合は本庁舎前の掲示場には掲示しない対応となります。

質疑としまして、町公式ホームページでの掲示を行う場合の掲載期間はどの程度の日数を考えているのか。答弁としまして、法令により公告の掲載期間が定められている場

合があるため、1か月程度の掲載期間を考えています。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。 以上、報告を終わります。

〇議長 (鈴木浩二君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第54号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

- 日程第2 議案第55号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第56号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する 条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第57号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につ いて

〇議長(鈴木浩二君)

日程第2、議案第55号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第3、議案第56号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程第4、議案第57号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての3件は、関連がありますので一括議題といたします。

以上3件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

榎戸総務建設委員長。

〇総務建設委員長 (榎戸陵友君)

議案第55号、議案第56号及び議案第57号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、初任給をはじめ若年層に重点を置いて給料月額を平均1.1%引き上げるということだが、今回の改正で知多地域の5町において初任給に差は生じるのか。答弁としまして、全て高卒が1級9号、大卒が1級29号となっています。今回の改正でも差は生じません。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

以上で報告を終わります。

〇議長(鈴木浩二君)

これより順次委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第55号の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

内田保議員から反対討論の通告があります。

討論の発言を許します。

内田保議員。

〇6番(内田 保君)

それでは、議案第55号に反対討論をいたします。

日本共産党として、議案第55号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例に反対をいたします。

- 一般職員の期末手当、勤勉手当の改定に倣い、町議会議員の期末手当を年間で0.1か 月引き上げる条例案でございます。
- 一般職の給与や期末・勤勉手当は人事院勧告で示された国家公務員に適用される俸給 表の改定に準じて改定を行うことになっております。これは地方公務員法に定められた 均衡の原則によるものであり、法的根拠は明快です。

一方、町議会議員及び町長等の特別職の期末手当改定は、法的根拠はあるわけではな く、総務省の指導・助言通知によって一般職の改定に準じて慣例で行っているのみです。 別に縛られる必要はありません。

今、南知多町の財政は枠予算を導入し、大変厳しい政策を取っております。財政力指数も0.5を割って0.48です。

このような中、私たちは、町の中で町民から選ばれた責任ある特別のリーダー職です。 厳しい財政状況の中、引き上げることは町民の理解は得られないと考えます。この物価 高が続く中、インボイス制度も導入され、南知多町でも中小零細業者があえいでおりま す。消費税が10%の増税が続く中、町民の暮らしは一層厳しくなっているのです。

こうした状況下での議員及び特別職の期末手当引上げは、町民の理解は得られないと申し上げます。さらに、今後は町民からの理解を得るためにも、期末手当であっても第 三者機関である報酬審議会条例に基づき、報酬審議会で検討した上での提案となるよう、報酬審議会条例を改正すべきと考えます。

以上、町民から理解が得られない町会議員の期末手当アップには反対するものであります。以上です。

〇議長(鈴木浩二君)

次に、賛成の討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終了します。

これより採決します。採決は電子採決により行います。採決システムを起動します。 本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は委員長の報告のとおり決する ことに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成10人、反対1人、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されま した。

次に、議案第56号の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

内田保議員から反対討論の通告があります。

討論の発言を許します。

内田保議員。

〇6番(内田 保君)

それでは、議案第56号に反対討論をいたします。

日本共産党として、議案第56号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の反対討論を行います。

2点の反対理由を述べます。

第1点は、この条例改正案は議員と同じく特別職の期末手当の支給割合を0.1か月分引き上げるためのものでございます。

一般職の給与の引上げについては、条例改正と補正予算によって本年4月に遡って措置されることになっていますが、問題なのは会計年度任用職員の賃金引上げが今回措置されていないということです。今、物価高の家計が直撃し、公務・民間を問わず賃金引上げが強く求められております。一般職の賃金引上げは当然のことと考えますが、正規・非正規を問わず賃金の引上げを実施すべきであります。雇用の形態に関わらず、町民の福祉増進のために働く公務労働者の間で賃上げに差を生じさせることは、職場内に分断を生じさせ、職員の士気の低下につながりかねないことを強く指摘するものでございます。

今回、会計年度任用職員の賃金の引上げが行われない下で、職員や議員や町長、副町 長、教育長などの特別職の報酬引上げが行われることは到底賛同できるものではありま せん。

今、町民の暮らしは物価・原油・資材の高騰、年金の減額や医療費の負担などで社会保障の削減の後退、労働者においては実質賃金は減少するなど一層厳しさを増しております。金権不腐への政治がまともな対策を講じない下、町長や議員の報酬を引き上げることに町民の理解は得られないのであります。

第2点においては、町長は今後、令和6年から南知多町緊急財政改善計画を提案する としております。この中では、使用料、手数料の見直しを提案し、人件費の抑制を図る 必要があるともしています。また、生活保護費等に触れ、町独自で支給している扶助費 の見直しも必要であるとしております。各種補助金の在り方、対象、水準の見直しにも 触れております。健康で文化的な生活を送るために、医療、保険、障害者、全てにわた っての福祉政策で自己責任化の網をかける提案には、町民からの厳しい反発があるもの です。

このような提案を町民に要求する町長、副町長、教育長は、どうして自分たちの期末 手当を上げることに町民からの理解が得られると考えておるのでしょうか、全く理解で きません。

また、議員と同じく第三者からの報酬審議会の審議もされない期末手当引上げは反対します。

以上、反対討論といたします。

〇議長(鈴木浩二君)

次に、賛成の討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終了します。

これより採決します。採決は電子採決により行います。採決システムを起動します。 本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は委員長の報告のとおり決する ことに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成10、反対1、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。 次に、議案第57号の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第57号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第58号 南知多町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例について

〇議長(鈴木浩二君)

日程第5、議案第58号 南知多町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題とします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

榎戸総務建設委員長。

〇総務建設委員長 (榎戸陵友君)

ただいま上程されました議案第58号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を支払うこととなる対策措置はどのようなものがあるのか。答弁としまして、今回の改正により感染の発生及びまん延の初期段階からの対策措置に対して支給できるようになったもので、対策措置例としては市町村の対策本部の設置、外出自粛要請、催物等の制限等の要請・指示、予防接種の実施などがあります。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。 以上、報告を終わります。

〇議長(鈴木浩二君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第58号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第59号 南知多町空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する 条例について

〇議長(鈴木浩二君)

日程第6、議案第59号 南知多町空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する 条例についての件を議題とします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

榎戸総務建設委員長。

〇総務建設委員長 (榎戸陵友君)

ただいま上程されました議案第59号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、災害その他非常時における代執行制度に関する規定が追加されたが、 具体的に何が変わるのか。答弁としまして、管理不全な状態にある空き家、法律でいう 特定空家の除却等の代執行を行うためには、助言または指導、勧告、命令等の措置を講 じなければならず、緊急時においても命令等は必要となり迅速な対応が困難でした。災 害その他非常時において、命令等を省略して代執行が可能になりましたが、緊急代執行 を行う前には助言または指導、勧告の措置を行っておく必要があります。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。 以上、報告を終わります。

〇議長(鈴木浩二君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第59号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第60号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 〇議長(鈴木浩二君)

日程第7、議案第60号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について の件を議題とします。

本件に関し、文教厚生委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

〇文教厚生委員長 (石垣菊蔵君)

ただいま上程されました議案第60号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る12日、全委員の出席の下に委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、令和6年1月に1人出産した場合の減免対象期間はどれだけか。答 弁としまして、令和6年1月から3月分までの3か月間が減免対象期間となり、令和5 年12月分は減免対象外です。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

〇議長(鈴木浩二君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第60号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第61号 令和5年度南知多町一般会計補正予算(第7号)

〇議長(鈴木浩二君)

日程第8、議案第61号 令和5年度南知多町一般会計補正予算(第7号)の件を議題 といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

〇文教厚生委員長 (石垣菊蔵君)

まず、順次各課、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

学校給食センター関係について。

質疑としまして、学校給食配送業務委託事業の業者はどのような方法で選定するのか。 答弁としまして、入札により選定します。

次に、社会教育課関係について。

質疑としまして、修繕を予定している内田家の映像システムはどういうものか。答弁 としまして、内田家の入館者に見てもらう内海船などを紹介するものです。

次に、学校教育課関係について。

質疑としまして、通学用バス運行業務委託料増額分の内訳は。答弁としまして、当初年間220日で計画していましたが、部活動を土曜日や祝日、夏休み等に想定以上行ったため、年間268日に修正し、48日分を増額しました。

次に、住民福祉課関係について。

質疑としまして、相談支援事業費負担金の増額の要因は何か。答弁としまして、当該 事業が社会福祉法に基づく社会福祉事業に該当するものと誤認し、消費税を誤って非課 税として取り扱っていたため、過去5年分を含めた消費税を支払う必要が生じたためで す。

次に、保険年金室関係について。

質疑としまして、子ども医療費において、小学生、中学生、高校生のどの年代が増額 となっているのか。答弁としまして、それぞれ全体的に増額となっています。

次に、健康子育て室関係について。

質疑としまして、未熟児養育医療給付費については、何件の追加を見込んでいるのか。 答弁としまして、5件を見込んでいます。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

〇議長(鈴木浩二君)

次に、榎戸総務建設委員長。

〇総務建設委員長(榎戸陵友君)

ただいま上程されました議案第61号に対する当委員会に付託されました所管事項の審 査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、順次各課、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

建設課関係について。

質疑としまして、小桝緑地のシャワー設備修繕等の費用の内訳は何か。答弁としまして、内訳は、センターハウスの男子用シャワーの給湯器2基とシャワーのコインタイマーの取替え、ガス設備の補修で55万4,400円、給湯器を収納しているスチールドアの補修に42万9,000円、砂の除去に49万600円の合計147万4,000円であります。

次に、産業振興課関係について。

質疑としまして、被災農業者営農支援事業費補助金の支給はいつ頃か。答弁としまして、令和6年2月頃の支給を予定しています。

質疑としまして、被災した証明は誰がどのように行うのか。答弁としまして、被害状 況報告時の調査結果を基に町が証明します。 慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。 以上、報告を終わります。

〇議長(鈴木浩二君)

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結します。

これより議案第61号の件を採決いたします。

本件に対する両委員長の報告は、可決であります。本件は、両委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第62号 令和5年度南知多町介護保険特別会計補正予算(第2号)

〇議長(鈴木浩二君)

日程第9、議案第62号 令和5年度南知多町介護保険特別会計補正予算(第2号)の 件を議題といたします。

本件に関し、文教厚生委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

〇文教厚生委員長 (石垣菊蔵君)

ただいま上程されました議案第62号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

〇議長(鈴木浩二君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結します。

これより議案第62号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第63号 令和 5 年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算(第 1号)

〇議長(鈴木浩二君)

日程第10、議案第63号 令和5年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算(第 1号)の件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

榎戸総務建設委員長。

〇総務建設委員長 (榎戸陵友君)

ただいま上程されました議案第63号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、工事請負費132万円はどのような工事を行うのか。答弁としまして、 強風時に駐車場内に雨風が降り込むのを防ぐため、南側2階の開口部に防風ネットを設置します。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

〇議長(鈴木浩二君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第63号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第64号 令和5年度南知多町水道事業会計補正予算(第2号)

〇議長(鈴木浩二君)

日程第11、議案第64号 令和5年度南知多町水道事業会計補正予算(第2号)の件を 議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

榎戸総務建設委員長。

〇総務建設委員長 (榎戸陵友君)

ただいま上程されました議案第64号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

〇議長(鈴木浩二君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第64号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第65号 令和5年度南知多町漁業集落排水事業会計補正予算(第1号)

〇議長(鈴木浩二君)

日程第12、議案第65号 令和5年度南知多町漁業集落排水事業会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

榎戸総務建設委員長。

〇総務建設委員長 (榎戸陵友君)

ただいま上程されました議案第65号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、収益的収入、他会計補助金を1,095万2,000円増額、資本的収入、他会計補助金を1,404万円減額、他会計出資金を308万8,000円増額しているが、目的は何か。答弁としまして、収益的収入と資本的収入の他会計補助金を振り替えることにより収益的収支の赤字転落を防ぐための経理上の措置であります。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

〇議長(鈴木浩二君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第65号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第13 請願第5号 「介護保険制度の改善を求める意見書」の提出を求める請願 〇議長(鈴木浩二君)

日程第13、請願第5号 「介護保険制度の改善を求める意見書」の提出を求める請願 の件を議題といたします。

本件に関し、文教厚生委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

〇文教厚生委員長 (石垣菊蔵君)

ただいま上程されました請願第5号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

請願に対して各委員に意見を求めました。

意見としまして、介護保険を取り巻く状況は現在非常に厳しいものであり、利用料の 負担を1割負担に戻し、また介護労働者の賃金の引上げ等を求めることが必要だとの意 見でした。

慎重審査の上、採決の結果、賛成少数により、本請願を不採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

〇議長(鈴木浩二君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

内田保議員から賛成討論の通告があります。

討論の発言を許します。

6番、内田保議員。

〇6番(内田 保君)

それでは、請願第5号への賛成討論を行います。

請願の紹介議員として、住民からの介護保険制度の改善を求める意見書の提出を求める請願を実現するために、この請願に賛成の立場から討論いたします。

介護保険が始まってから23年、この間、65歳以上の加入者の保険料は2倍以上、利用者2割、3割負担の導入など国民の負担は増え続けております。

政府が掲げる介護離職ゼロとは裏腹に、介護のための離職者は毎年10万人以上に及ぶなど、介護の社会化とは正反対の状況が続いております。さらに、新型コロナウイルスの感染爆発や物価高騰により新たな介護弱者が生み出され、介護現場では経営難と深刻な人手不足が続いております。南知多町でも、希望しても介護施設に入れないでいる待機者は76人にも上っております。

今まさにこのような加入者、利用者、事業者、介護従事者が抱えている困難を解決するための緊急の改善策が求められております。

ところが、政府は2024年4月から第9期介護保険事業計画、介護報酬改定に向けて利用者負担のなど2割負担の拡大だとか、老人保健施設での多床室の室料の徴収など、利用者負担計画増を進め、さらにケアプランの有料化、要介護1・2の訪問介護等の総合事業への移行など、一層の給付削減、利用者負担増を引き続き検討をしようとしております。到底容認できません。

今、請願者が求めていることは、1. 利用料の2割、3割負担を1割負担に戻すこと。 低所得者の利用料減免措置を講じること。

- 2. 老人保健施設での多床室料の徴収、ケアプランの有料化など、これ以上利用者負担増はしないこと。
- 3. 総合事業に移行した要支援の1・2の訪問介護など、従前相当サービスを現行の 医療給付に戻すこと。要介護1・2に対象を広げないこと。
- 4.2021年8月から実施した補足給付の改定を取りやめ、資産要件、配偶者要件を撤廃すること。補足給付の対象者を認知症グループホーム、介護付有料老人ホームなど特定施設を拡大すること。

- 5. 訪問介護の回数による届出制限は中止すること。
- 6. 福祉用具貸与を買取り制度に変更しないこと。また、特別養護老人ホームの入所対象を要介護1以上に戻すこと。そして、介護報酬を大幅に引き上げ、介護基盤の維持・向上に努めること。また、公費負担の実現のために、保険料の引上げをせず、公費をさらに投入して介護保険料を引き下げること。制度改善のために保険財政における国庫負担の割合を大幅に引き上げることです。

この請願者の請願の意図は切実で、国民的理解を得られるものであり、紹介議員として請願に賛成するものです。

議員の皆さんには、今後の国による介護保険改悪を許さないためにも賛同を強くお願いするものであります。終わります。

〇議長(鈴木浩二君)

次に、反対の討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終了します。

これより請願第5号の件を採決します。採決は電子採決により行います。採決システムを起動します。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。本件を採択することに賛成の方は 賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

表決漏れなしと認めます。確定いたします。

(「間違えた」と呼ぶ者あり)

じゃあ、もう一回やり直します。やり直してよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、もう一度やり直します。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。本件を採択することに賛成の方は 賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成1、反対10、賛成少数であります。よって、本件は不採択とすることに決定しま した。

日程第14 発議第6号 南知多町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定に ついて

〇議長(鈴木浩二君)

日程第14、発議第6号 南知多町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

11番、榎戸陵友議員。

〇11番(榎戸陵友君)

発議第6号 南知多町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について、制 定理由の説明を申し上げます。

データの10ページの提案理由の説明を御覧ください。

地方自治法の一部改正等に伴い、南知多町議会議員の南知多町に対する請負の状況を 公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、議会運営の公正及び事務執行の 適正を図るため、条例を制定する必要があるからでございます。

本条例の制定の主な内容としましては、南知多町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定の目的、第1条関係。

議員の南知多町に対する請負の報告に関する規定、第2条関係。

議員の南知多町に対する請負の状況の公表に関する規定、第3条関係。

請負の報告等の保存及び閲覧等に関する規定、第4条関係を規定するものであります。 なお、本条例は公布の日から施行するもので、令和5年4月1日に始まる会計年度に おける請負から適用にするため、請負の状況は令和6年度から公表するものであります。 提出者は、石垣菊蔵議員、小嶋完作議員、そして私、榎戸陵友。

賛成者は、石黒充明議員、吉原一治議員、藤井満久議員、服部光男議員、内田保議員、 片山陽市議員、山本優作議員、森宏子議員であります。

以上で制定理由の説明とさせていただきます。

〇議長(鈴木浩二君)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより発議第6号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第15 発議第7号 南知多町議会委員会に関する条例の一部を改正する条例につ いて

〇議長(鈴木浩二君)

日程第15、発議第7号 南知多町議会委員会に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

7番、石垣菊蔵議員。

〇7番(石垣菊蔵君)

それでは、発議第7号 南知多町議会委員会に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

データの13ページの提案理由の説明を御覧ください。

1. 改正の理由であります。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同等の 扱いとなったことから、本条例の規定を改めるものであります。

また、出席の特例に育児、介護等やむを得ない事由を追加することで、議員活動と家庭生活の両立を支援し、議会における多様な人材の参画を促進するものであります。

2. 改正の主な内容は、「新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は地震、台風その他の大規模な災害の発生等により、」を「重大な感染症のまん延、大規模な災害の発生、育児及び介護等やむを得ない事由により」に改めるもので、第12条

の2関係であります。

3として、施行期日は公布の日であります。

提出者は、榎戸陵友議員、小嶋完作議員、そして私、石垣菊蔵で、賛成者は、石黒充明議員、吉原一治議員、藤井満久議員、服部光男議員、内田保議員、片山陽市議員、山本優作議員、森宏子議員であります。

提案理由の説明の次のページに新旧対照表をつけていますので、後ほど御覧ください。 以上で提案理由の説明とさせていただきます。

〇議長(鈴木浩二君)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより発議第7号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第16 閉会中の継続審査(調査)について

〇議長(鈴木浩二君)

日程第16、閉会中の継続審査(調査)についての件を議題といたします。

議会運営委員長、各常任委員長、各特別委員長から、所管事項について閉会中の継続 審査(調査)の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査(調査)とする ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査 (調査)とすることに決定いたしました。

〇議長(鈴木浩二君)

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて令和5年第8回南知多町議会定例会を閉会いたします。皆さん、御苦労さまでした。

[閉会 10時19分]

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないこと を証するためここに署名する。

議 長 鈴 木 浩 二

署 名 議 員 吉 原 一 治

署 名 議 員 榎 戸 陵 友